

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：水戸市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和7年7月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名※	水戸市	職員数※(H19.4.1現在)	139人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	71円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	26,382
累積欠損金(百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	174
不良債務(百万円)	0	財政力指数※	0.86(H18)
資金不足比率(%)	0	実質公債費比率※(%)	20.5(H19)
		経常収支比率※(%)	88.4(H18)

注 平成17年度(又は平成18年度)の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。)

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年2月1日 合併前市町村：旧内原町] 平成17年2月の合併当初は、水戸地区・内原地区の2水道事業体制であったが、平成17年9月、内原地区水道事業の全部を水戸市が譲り受ける形で統合

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	水戸市公営企業経営健全化計画(水道事業)
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	水道事業管理者 橋本 耐
既存計画との関係	「水戸市水道事業経営改革プラン」(平成19年度～平成23年度)
公表の方法等	HPでの公表及び水道事業所管委員会への報告
基本方針	水道事業は水道料金を原資に運営される独立採算制であることから、お客様中心の視点を今後の事業運営の中心に据えるとともに、「計画的かつ効率的な経営の推進」、「財務の適正化」などの観点から、より専門的な視点で経営の総点検を図るとともに、自らの経営の合理化・効率化等、水道事業の行政改革を推進し、経営基盤の強化と経営の健全化に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		943	2,435	3,378
	補償金免除額		193	471	664
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		626	1,789	2,415

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	999,824	943,224	2,435,327	4,378,375
合 計 (A)		999,824	943,224	2,435,327	4,378,375
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		999,824	943,224	2,435,327	4,378,375

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	522,372	588,787	1,788,612	2,899,771
合 計 (A)		522,372	588,787	1,788,612	2,899,771
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		522,372	588,787	1,788,612	2,899,771

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の水道事業は、昭和7年の近代水道創設以来、常に安定給水を確保し、その責務を果たしながら水道事業を運営してきました。平成18年度末現在では、給水人口26万1千人、普及率99%を超え市民のライフラインとして欠くことのできない基盤施設となっています。</p> <p>しかしながら、昭和30年代から40年代にかけて建設された浄水場などの老朽施設の更新をはじめ、地震などに強い施設への改修など、今後の事業経費の増加が予想される一方、給水人口の伸びの鈍化や節水機器の普及や節水意識の向上などによる有収水量の減少により、水道料金的大幅な増加が見込まれない状況となっています。</p> <p>さらに、これまでの施設の拡張や更新のために借り入れた企業債の償還が平成21年度にピークを迎えるなど、事業経営は、一層厳しさを増すことが想定されます。</p> <p>このような状況から、平成16年度に「水戸市新水道事業基本計画」（計画期間 平成17年度～平成31年度（15年間））を策定し、さらに経営の基盤強化と経営の健全化のための具体的な取組を定めた「水戸市水道事業経営改革プラン」の策定を現在進めています。</p> <p>これら施策を実施することで、今後とも合理化・効率化を図り健全経営に努めてまいります。</p>
経営課題	<p><b>課題 ①</b> 外部委託の推進・見直し</p> <p>水道事業経営を取り巻く環境が大きく変化するなかで、本市水道事業において最もふさわしい経営形態のあり方について、市民の意向を踏まえながら十分検討したうえで、民間活力の活用を図りながら、一層の経営の効率化・健全化を図る必要があります。</p> <p><b>課題 ②</b> 組織機構の機能別再編成</p> <p>平成18年4月末から5月上旬に実施した、職場に関する職員意識調査により、特定の課への業務の集中、複数の課における業務の重複などの指摘があり、重複業務の整理・統合、業務量の適正配分などにより、より簡素で機能的な組織・機構に変革する必要があります。</p> <p><b>課題 ③</b> 定数及び人事管理の適正化</p> <p>平成18年4月現在の年齢別職員の割合を見てみると50歳以上55歳未満が最も多く全体の約26%を占めており、50歳以上の合計では約44%に達しています。また、35歳以上40歳未満では、わずか3%程度にとどまっているなど一部の年齢層に偏りがみられることから、職員の大量退職や年齢構成の歪みなどに対して適切な対策を講じることによって、より一層の適正化を図る必要</p> <p><b>課題 ④</b> 水道料金の収納率向上</p> <p>水道料金の収納状況をみると給水停止、特別滞納整理、電話催告、個別訪問徴収及び口座振替振替加入の推進など様々な取組を行っていますが、近年は95%にとどまっており、未収金対策の強化を図る必要があります。</p> <p><b>課題 ⑤</b> 未利用財産の活用と処分</p> <p>本市についても多くの未利用財産があり、この財産は、所在地、広狭、地形、隣接状況など個々の立地条件により現実的に活用可能なもの、将来的にも利用が困難なものなどがあることから、活用、処分するためには、財産の状況等に関する情報提供を積極的に行い、他地方公共団体への売却等を推進するとともに、民間を含めた積極的な利活用に取り組み必要があります。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)												
料金回収率※	(%)	102.2	101.3	102.5	102.3	105.7	99.0	99.1	112.6	115.2	105.8	104.9	
総収支比率(法適用)	(%)	110.2	110.9	111.0	109.9	111.1	105.0	107.3	120.5	123.0	115.1	112.8	
経常収支比率(法適用)	(%)	111.4	111.8	111.8	110.7	114.2	107.4	107.8	121.4	124.1	114.6	113.7	
営業収支比率(法適用)	(%)	142.7	140.7	131.6	128.2	131.5	123.2	135.6	146.8	148.8	134.3	132.3	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)												
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)												
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)												
繰入金比率	収益的収入分	(%)	1.0	0.9	0.3	0.2	0.3	0.4	0.9	0.7	0.6	0.5	0.3
	うち基準内繰入金	(%)	1.0	0.9	0.3	0.2	0.3	0.4	0.9	0.7	0.6	0.5	0.3
	うち基準外繰入金	(%)											
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)											
	うち赤字補てん的なもの	(%)											
	資本的収入分	(%)	5.2	1.7	3.4	5.9	9.8	4.8	4.5	5.5	6.4	7.8	7.5
	うち基準内繰入金	(%)	5.2	1.7	3.4	5.9	9.8	4.8	4.5	5.5	6.4	7.8	7.5
	うち基準外繰入金	(%)											
うち赤字補てん的なもの	(%)												

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>現行の水道料金については、平成6年度改定して以来、13年が経過しようとしています。また、平成16年度に旧内原町と合併いたしましたが、水戸地区、内原地区それぞれの個別の料金体系をとっていることから、今後、料金体系の統一に向けた検討を行うことが急務とされているとともに、先進市の状況等を参考に時代の変化に合わせ、基本料金の設定方法など、料金体系そのもののあり方について検討する必要があります。</p> <p>料金収入の見込みについては、給水人口の伸び悩みや節水機器の普及、さらに、節水意識の向上により水道料金についても大幅な増加は、見込まれない状況であります。このような状況から、水道料金の収納率向上対策に積極的に取り組み、収納率平成17年度比約2.5%増の98%(平成23年度)の達成を目指します。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>一般会計からの負担金(消火栓設置に係る経費相当分)については、平成14年度から18年度までの5か年の平均を見込み、一般会計補助金(水源開発及び広域化対策)については繰出し基準に基づき算出</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>平成16年度に策定した「水戸市新水道事業基本計画」では、平成17年度から平成31年度の全体事業費は約340億円を見込んでおります。また、未利用の財産の処分については、財産の状況等に関する情報提供を積極的に行い、他地方公共団体への売却や民間を含めた積極的な利活用を行います。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>効率的な事業経営を図るため、定数及び人事管理の適正化、給与・手当の見直し及び外部委託の推進並びに歳入確保を図ることとします。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>(課題③) 平成19年度に策定した水戸市水道事業経営改革プランに基づき、平成23年度を目途に職員定数を103人とするため、事務事業の効率化や業務委託の推進等により職員の削減に取り組みつつ、毎年、より効果的な組織の再編及び業務委託化を検討しながら、平成22年までに27人の定数削減を図った。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により目標年次での計画達成が困難となったため、平成22年度に定数及び組織管理検討委員会において、改革プランに掲げた施策の進捗状況等を検証した結果、当面、被災した施設等の復旧を最優先で進めざるを得ないことから、当該計画を見直し、103人体制とする目標年次を平成27年度に修正した。</p> <p>給与構造改革については、市長部局と同様に平成19年度から導入した。給料表等基本的な給与構造は、国の制度に準拠している。地域手当については、国よりも導入時の支給率を低くするとともに、経過措置期間も国よりも長くすることにより財政負担を抑制し、より緩やかな導入を図ることとした。平成22年度の地域手当は、国の支給基準10%に対し本市(水道部)では4.5%に抑制している。特殊勤務手当等については、社会経済情勢、勤務環境、勤務内容等の変化に合わせた見直しを行い、平成22年度において規程に定める特殊勤務手当は、危険作業手当、待機手当及び資格手当の3種類である。</p> <p>現時点で技能労務職に該当する職員がいないことから、行政職(二)表に準じた給与表の適用はない。</p> <p>退職時特別昇給については、市長部局に準じ、定年退職者等を対象とした部分(20年以上勤続して退職)について平成17年度に廃止、勸奨退職者を対象とした部分については、平成19年度に廃止している。退職手当の支給については、県内の市町村と同様、一部事務組合に事務委任しているが、国に準拠した制度で運用している。</p> <p>平成22年度から、職員の掛金のみで適正に運用している。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用</li> </ul>	<p>平成16年度に策定した水戸市新水道事業基本計画の進捗管理を行う「水道事業基本計画支援システム」、給水停止の執行等を強化し未収金の解消を図るため、水道料金滞納者をデータ化し管理する「水道料金滞納管理システム」、さらに、設計業務の効率化を図るための「CADシステム」等を導入</p> <p>(課題①) 水戸市水道事業経営改革プランにより、計画期間内(平成19～23年度)において、民間委託の推進に向けた検討を行うことが適切であると選定した12事業(浄水場の操作運転業務等)について、安全・安心の確保や費用対効果を十分検討したうえで、順次、委託化を推進していく。平成19年度、開江及び楮川浄水場の運転管理業務のうち、平日の夜間、土・日曜日及び休日の全日(24時間)について委託化を実施し、平成20年度からは開江浄水場において運転管理業務の全面委託を実施した。平成22年度からは、料金課において電話受付業務の委託を実施した。</p>



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	（課題⑤） 用途廃止によって生じた未利用財産については、これまでも売却等を推進し収入の確保に努めてきたが、今後とも積極的な情報提供を行い、有効活用に取り組んでいく。 計画では、平成20年度に水源地として使用していた土地(705㎡)、平成22年度に配水塔として使用していた土地(6,876㎡、施設撤去済)、さらに、平成23年度に別の水源地(923㎡)をそれぞれ売却するよう積極的に取り組んでいく。売却年度が遅れているものについては、早期の売却を目指す。
<input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
<input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開	水道事業における予算・決算等の財政状況や水道事業経営に関することを目的とした水道事業審議会での議事録などを、水戸市ホームページや水道広報紙に情報公開している。
<input type="checkbox"/> 行政評価の導入	市長を本部長とする行政改革推進本部や外部からの委員による行政評価委員会において、行政評価を導入している。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。

なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>(課題②)                      水戸市水道事業経営改革プラン（計画期間；平成19年度～23年度）により、職員の定数については、事務の効率化と委託化を推進し、5年間で44名の削減を目標としてきた。                      平成19年度、平成20年度にV-2①表 職員数の削減目標通りの削減を行った。また、平成23年8月末現在の職員数は125人であるが、これは平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により目標年次での計画達成が困難となったため、平成22年度に定数及び組織管理検討委員会において、改革プランに掲げた施策の進捗状況等を検証した結果、当面、被災した施設等の復旧を最優先に進めざるを得ないことから、当該計画を見直し、103人体制とする目標年次を平成27年度に修正したものである。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>繰越欠損金は発生していないが、広報誌等への広告掲載や未利用財産の活用・処分を図るなど新たな財源を見出すとともに、平成18年度、約95.6%にとどまる徴収率を平成23年度に約98%程度に改善することを目標に、滞納整理等の一層の強化やクレジット支払の導入により未収金の解消に努め収入の確保を図ります。また、水道事業経営改革プランに基づき、定数及び人事管理の適正化や給与・手当の適正化に努めるとともに、事業の外部委託化を推進し、公共工事コストについては、「浅層埋設」、「他事業者との同時施行」、「配水管掘削断面の見直し」などを継続実施することで毎年1%ずつ、平成23年度には5%の削減を図るなど経費の削減に努め、経営の効率化を図る。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>合併前の旧内原町において基準外繰出しを受けていたが、合併後は解消している。</p>
4 その他	<p>老朽施設の更新、耐震化及び東日本大震災による被害の復旧には多額の費用を要することから、平成22年度に設置した水戸市水道部アセットマネジメント策定委員会において、中長期的な視点に立ち、技術的、財政的な根拠を持つ効果的かつ効率的な施設の更新計画を策定する。</p>

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
<b>【収入の確保】</b>																			
	料金改定率																		
	改善額(料金の適正化)※1																		
2	未収入の徴収対策							4,881	4,742	4,648	4,693	4,687	4,909	4,944	4,994	5,036	5,110		
	改善額							7	7	12	11	129	10	33	59	91	126	319	
3	一般会計負担金の額	24	24	27	24	22		27	19	25	24	18	29	25	25	25	25		
	改善額(負担金の確保等)																		
2	資産の有効活用			17									6			71	1		
	改善額(収入増額)			17				17				107	6		71	1			78
	その他( )																		
	改善額																		
<b>【経費の削減】</b>																			
1	職員給与費の適正化																		
	職員給与費(退職手当以外)	1,072	1,055	1,073	1,050	1,001		955	907	839	853	807	965	925	856	766	719		
	改善額				23	49	72	46	94	162	148	194	36	76	145	235	282	774	
	給与水準																		
	改善額																		
	その他( )																		
	改善額																		
	職員給与費(退職手当)	74	70	81	115	112		102	115	109	121	119	110	106	98	88	83		
1	職員数(人)	154	152	158	152	148		139	134	130	128	125	139	134	124	111	104		
	増減数(人)		△2	6	△6	△4	△6	△9	△5	△4	△2	△3	△9	△5	△10	△13	△7	△44	
	維持管理費等	715	776	825	774	774		789	874	813	800	930	863	808	808	808	808		
	改善額(適正化)																		
2	工事コスト※2	1,308	1,148	990	1,011	1,327		2,250	1,968	2,061	886	1,524	2,305	2,108	1,646	1,384	1,270		
	改善額(縮減額)							78	183	99	61	76	23	43	51	58	67	242	
	その他( )																		
	改善額																		
	累積欠損金比率																		
	増減																		
	企業債現在高	28,907	28,307	27,475	26,727	26,382		26,341	26,051	25,570	24,377	23,671	26,666	26,743	26,450	25,892	25,341		
	増減																		
	改善額合計						89												1,413
	(参考) 補償金免除額																		664

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。  
 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	247	248	262	262	261	262	262	264	265	265	263	263	264	265	266
年間総有取水量(千m <sup>3</sup> )	33,005	32,876	33,088	33,893	33,648	33,631	33,075	33,078	33,394	32,756	34,054	33,883	34,052	34,130	34,400
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	158,000	158,000	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310	165,310
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	113,312	111,688	111,661	111,539	110,420	112,425	109,939	107,888	127,570	113,846	118,307	117,906	118,460	118,719	119,297
最大稼働率(%)	71.7	70.7	67.5	67.5	66.8	68.0	66.5	65.3	77.2	68.9	71.6	71.3	71.7	71.8	72.2
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	146.71	144.67	145.62	144.8	144.27	144.37	142.83	139.96	139.94	139.08	143.3	144.38	144.37	144.36	144.36
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	156.93	153.32	151.48	149.94	142.81	142.54	139.35	136.81	132.43	140.49	144.57	129.41	126.34	137.27	138.23

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。